

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

法令名	公衆浴場法	根拠条項	2-1	資料番号	34	担当課	薬務衛生課
				許認可等 の内容		営業許可	
○公衆浴場法 (昭和23年法律第139号) 〔営業許可〕 第二条 業として公衆浴場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不適当であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもって、その旨を通知しなければならない。 3 前項の設置の場所の配置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。 4 都道府県知事は、第二項の規定の趣旨にかんがみて必要があると認めるときは、第一項の許可に必要な条件を附することができる。							
○公衆浴場設置等の基準等に関する条例 (昭和25年愛媛県条例第24号) 第3条 新たに設置しようとする一般公衆浴場と最も近接する一般公衆浴場との直線距離は、300メートル以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第6条若しくは第6条の2の規定による確認又は公衆浴場法第2条第1項の規定による許可を受けた一般公衆浴場が確認又は許可を受けた日から2箇月以内に着工しない場合又は6箇月以内に工事が完成しない場合において、当該一般公衆浴場に近接して新たに一般公衆浴場を設置しようとするとき。 (2) 既設の一般公衆浴場が工事の完成後2箇月以内に営業を開始しない場合又は引き続き6箇月以上休業した場合において、当該一般公衆浴場に近接して新たな一般公衆浴場を設置しようとするとき。 (3) 土地の状況等により、知事が一般公衆浴場の設置の場所が公衆衛生上適正配置であると認めたとき。							
〔公衆浴場について講ずべき措置〕 第三条 営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。 2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。							
○公衆浴場設置等の基準等に関する条例 (昭和25年愛媛県条例第24号) 第4条 公衆浴場の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。 (1) 公衆浴場の施設全般は、次の要件を備えたものとする。 ア 周囲は、清掃及び排水が容易にできる構造であること。 イ ねずみ、衛生害虫等の侵入を防止するため、外部に開放されている排水口、窓等に、必要に応じ金網その他の防除設備が設けられていること。 ウ 施設内の採光、照明及び換気を十分行うことができる構造設備であること。 (2) 入浴者の履物を安全に保管することができる設備を入浴者数に応じて設けること。 (3) 脱衣室は、次の要件を備えたものとする。 ア 屋外から見通しのできない構造で、かつ、男女を区別し、その境界に相互に見通しのできないよう隔壁が設けられていること。 イ 男子脱衣室及び女子脱衣室の床面積はそれぞれ24.75平方メートル以上、天井の高さは3メートル以上であること。 ウ 床面は、耐水性の材料が用いられていること。 エ 十分な換気ができるよう換気用の窓又は適当な換気機能を有する換気装置が設けられていること。 オ 床面のすべてのところで照度が150ルクス以上になるよう採光用の窓又は適当な照明機能を有する							

照明設備が設けられていること。

- カ 入浴者の衣類その他の携帯品を安全に保管できる設備が入浴者数に応じて設けられていること。
- キ 洗面設備が設けられていること。
- ク 洗濯機が設置されている場合は、専用の排水口が設けられていること。
- ケ 乾燥機が設置されている場合は、水蒸気、燃焼ガス等を屋外に排出できる構造であること。

(4) 浴室は、次の要件を備えたものとする。

ア 屋外から見通しのできない構造で、かつ、男女を区別し、その境界に相互に見通しのできないよう隔壁が設けられていること。

イ 男子浴室及び女子浴室の床面積は、それぞれ24.75平方メートル以上であること。

ウ 天井は、高さが3.6メートル以上とし、水滴が落下しない構造であること。

エ 床面、床面から少なくとも1メートルの高さまでの周壁及び浴槽は、耐水性の材料が用いられていること。

オ 床面は、滑りにくい材質で、湯水が停滞しないよう適当な勾(こう)配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造であること。

カ 十分な換気ができるよう換気用の窓又は適当な換気機能を有する換気装置が設けられていること。

キ 床面のすべてのところで照度が150ルクス以上になるよう採光用の窓又は適当な照明機能を有する照明設備が設けられていること。

ク 洗い場には、給湯栓及び給水栓が十分な間隔をおいて5組以上設けられていること。

ケ 洗い場の排水溝は、安全で、かつ、排水に支障のない構造であること。

コ 浴槽は、入浴者数に応じ十分な広さを有すること。

サ 浴槽は、上縁が洗い場の床面から15センチメートル以上の高さを有すること。ただし、洗い場で使用する湯水及び浴槽からあふれ出た湯水が浴槽内に流入しないよう適切な措置が講じられている場合にあつては、この限りでない。

シ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）が設置されている場合は、点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、かつ、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。

ス 浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽（浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための水槽をいう。以下同じ。）内の湯水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、オーバーフロー還水管（浴槽からあふれ出た湯水を回収槽に集めるための配管をいう。以下同じ。）は循環配管（湯水を浴槽とろ過器（浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）等との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）に直接接続せず、かつ、回収槽は地下に埋設しないでその内部の清掃を容易に行うことのできる位置又は構造になつているとともに、回収槽内の湯水を消毒することができる設備が設けられている場合にあつては、この限りでない。

セ 水位計は、配管内を洗浄し、及び消毒することができる構造又は配管等を要しない構造であること。

ソ 配管内の浴槽水が完全に排水できる構造であること。

(5) 脱衣室又は浴室の入浴者の利用しやすい場所に飲料水供給設備を設けること。

(6) 給湯設備及び給水設備は、次の要件を備えたものとする。

ア 井戸水等が使用されている場合は、必要に応じ、次条第1項第7号の水質基準に適合する原水（直接浴用に供する湯水（浴槽水及び循環水（ろ過器等を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）を得るための浄水、消毒等の設備が設けられていること。

イ ろ過器は、浴槽ごとに設置するよう努め、その1時間当たりの処理能力は、浴槽の容量以上であり、そのろ材は、十分な逆洗浄（湯水を通常とは逆方向へ流し、汚れを洗い流すことをいう。以下同じ。）を行うことができるものであること。

ウ 集毛器（浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状等の装置をいう。以下同じ。）は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設けること。

エ 新たに給湯され、又は給水される湯水に浴槽水（ろ過されたものを含む。）が混和しない構造であること。

オ 浴槽における原水の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること。

カ 循環水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。

キ 打たせ湯及びシャワーが設置されている場合は、循環水を用いない構造であること。

ク 調節箱（洗い場の給湯栓及びシャワーへ送る湯の温度を調節するための槽をいう。以下同じ。）は、清掃しやすく、かつ、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等を行うことのできる構造であること。

ケ 貯湯槽（原水を貯留する水槽をいう。以下同じ。）は、完全に排水できる構造であること。

(7) 脱衣室から出入りすることができる入浴者専用の便所を設け、十分な換気、照明及び防虫防臭の設

- 備をし、かつ、流水式手洗い設備を設けること。
- (8) 浴用に供した汚水の排水設備は、不浸透性材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を生じず、かつ、衛生害虫等が発生しない構造とすること。
- (9) サウナ室（蒸気又は熱気を使用する入浴のための浴室をいう。以下同じ。）を設ける場合にあっては、次の要件を備えたものとする。
- ア 男女を区別し、その境界に相互に見通しのできないよう隔壁が設けられていること。
 - イ 床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料が用いられていること。
 - ウ 床面は、排水が容易に行えるよう適当な勾（こう）配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造であること。
 - エ 室内の水が完全に室外に排出できる排水口が設けられていること。
 - オ 蒸気又は熱気の放出口、放熱パイプ及び金属部分が入浴者の身体に直接接触するおそれのない構造であること。
 - カ 換気が適切に行えるよう給気口及び排気口が適当な位置に設けられていること。
 - キ 温度計及び必要に応じ湿度計が適当な位置に設けられていること。
 - ク 室内を容易に見通すことができる窓が適当な位置に設けられていること。
 - ケ 非常用ブザー等が入浴者の見やすい位置に設けられていること。
- (10) サウナ設備（蒸気又は熱気を使用する入浴のための設備で、サウナ室以外のものをいう。以下同じ。）を設ける場合にあっては、前号オ及びキの要件を備えたものとする。
- (11) 屋外に浴槽等を設ける場合にあっては、次の要件を備えたものとする。
- ア 外部から見通しのできない構造で、かつ、男女を区別し、その境界に相互に見通しのできないよう隔壁が設けられていること。
 - イ 浴槽及び浴槽に附帯する通路は、入浴者数に応じ十分な広さを有すること。
 - ウ 浴槽、浴槽に附帯する通路及び床面から少なくとも1メートルの高さまでの周壁は、耐水性の材料が用いられていること。
 - エ 浴槽は、浴槽からあふれ出た湯水が浴槽内に流入しないよう適切な措置が講じられていること。
 - オ 浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽水と混じらない構造であること。
 - カ 屋外に洗い場が設けられていないこと。
 - キ 浴槽に附帯する通路は、脱衣室、浴室その他の保温されている場所から直接出入りできる構造であること。
- (12) 電気浴器を設ける場合にあっては、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第9条第2項の規定による検査を受け、かつ、同項の証明書の交付を受けたものを用いること。
- (13) 娯楽室、マッサージ室、アスレチック室その他の附帯施設を設ける場合にあっては、これらの施設と脱衣室及び浴室とを容易に可動できない間仕切等により明確に区分すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、個室付浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号の営業に係るものをいう。以下同じ。）の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。
- (1) 屋外から見通しのできない構造とすること。
 - (2) 浴用に供した汚水の排水設備は、不浸透性材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を生じず、かつ、衛生害虫等が発生しない構造とすること。
 - (3) 入浴客専用の便所を設け、十分な換気、照明及び防虫防鼠の設備をし、かつ、流水式手洗い設備を設けること。
 - (4) 個室の数は、10以上とすること。
 - (5) 個室の床面積は10平方メートル以上、天井の高さは2.1メートル以上とする。
 - (6) 浴室の床面、床面から少なくとも1メートルの高さまでの周壁及び浴槽は、耐水性の材料を用いること。
 - (7) 浴室の床面は、滑りにくい材質で、湯水が停滞しないよう適当な勾（こう）配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造とすること。
 - (8) 個室には、適当な換気装置を設けるほか、床面における照度を20ルクス以上に保つことができ、かつ、個室内で点滅できない装置の照明設備を設けること。
 - (9) 個室には、入浴者が脱衣するのに必要な場所及び設備を設けること。
 - (10) 個室の出入口は、幅70センチメートル以上、高さ1.8メートル以上とし、出入戸に錠その他これに類するものを設けないこと。
 - (11) 個室は、その出入口の高さ1.2メートルから1.8メートルまでの間に縦30センチメートル以上、横40センチメートル以上の無色かつ透明なガラス窓を設け、内部が見通せる構造とすること。
 - (12) 個室の浴室には、浴そうの外に、常に、清浄な水及び湯を十分に使用できるよう、せんを備えた流出装置を設けること。

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
(公衆浴場設置等の基準等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に公衆浴場法第2条第1項の許可を受けて業として公衆浴場を経営している者又は同項の許可の申請をしている者がこの条例の施行の際現にその営業の用に供し、又は供することとしている施設設備については、増築し、改築し、又は大規模な修繕若しくは模様替えをするまでの間は、第1条の規定による改正後の公衆浴場設置等の基準等に関する条例第4条第1項の規定の適用については、同項第4号シ中「点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、かつ、その」とあるのは、「その」とし、同号スからソまで並びに同項第6号オ、カ、ク及びケの規定は、適用しない。

○公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号）

[営業の許可申請]

第一条 公衆浴場法第二条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その公衆浴場所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、事務所所在地、代表者の氏名及び定款又は寄附行為の写し）
- 二 公衆浴場の名称及び所在地
- 三 公衆浴場の種類（温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を付記すること。）
- 四 営業施設の構造設備
- 五 その他都道府県知事が定める事項

○公衆浴場法施行細則（昭和23年愛媛県規則第67号）

(許可申請)

第1条 公衆浴場法施行規則第1条の規定による許可の申請書は、別記様式第1号により、別に定める営業許可手数料を添え、その浴場所在地を管轄する保健所長を経由して、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 構造設備が公衆浴場設置等の基準等に関する条例に規定する基準に適合する旨を具体的に記載した書類
 - (2) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - (3) 公衆浴場を設置しようとする土地又は建物が他人の所有の場合にあつては、その所有者の承諾書
 - (4) 敷地周囲300メートルに至る区画内の主要道路及び建築物を表示し、隣接浴場との最短距離を実測記入した見取図並びに営業施設の平面図及び断面図
 - (5) 公衆浴場の営業者が管理者を置く場合にあつては、管理者の承諾書
 - (6) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を浴用に供する場合にあつては、当該湯水が第6条第1項第1号の原水に係る水質基準に適合していることを証する書類